

単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
(担当 田村、河北 電話 222-3952)

件名	(単価契約) ガソリン (レギュラー) 及び軽油について (環境政策局) (令和8年度第二四半期分)
形状・寸法	ガソリン (レギュラー) 及び軽油
予定数量	ガソリン 14,290 リットル 軽油 2,490 リットル (内訳は別紙)
契約期間	令和8年7月1日 ~ 令和8年9月30日
契約条件	<ul style="list-style-type: none">給油スタンドでの給油とする。給油量は給油カードにより管理する (内訳は別紙)。 所属名、車両番号等カードの発行に当たり必要な情報は、本市から落札者へ書面で提供を行う。給油カードの枚数については、増減する可能性がある。支払いは、月末まで請求書受領後30日以内に支払う。また、請求書は別紙の所属ごとに作成すること。ただし、請求内訳の割り振りを別途指示する場合がある。京都市役所 (京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地) から、半径1キロメートル以内の範囲に給油スタンドがあることを条件とし、落札者は落札後速やかに、給油スタンドの位置を確認できる資料 (落札者が運営する市内の給油スタンドを含む。) をまち美化推進課へ提出すること。ガソリン及び軽油の給油のみで、洗車等その他の業務を含まない。予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら保証しない。 <p>(特記事項)</p> <ol style="list-style-type: none">落札決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査 (ガソリン、軽油、灯油) のレギュラー又は軽油現金価格における京都の価格」 (以下「公表価格」という。) の増減額 (契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。) を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。1に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者との協議すること。

(別紙) ガソリン(レギュラー)、軽油の給油予定量及び給油カードの内訳

所属名	給油予定量(令和8年7~9月)		給油カード枚数	備考
	ガソリン(L)	軽油(L)		
環境総務課	2,700	60	22	
資源循環推進課	0	180	2	
施設管理課	0	300	1	
北部環境共生センター	200	0	2	
南部環境共生センター	200	0	3	
南部まち美化事務所	4,800	0	33	
伏見まち美化事務所	3,600	0	22	
生活環境美化センター 車両管理係	2,700	150	36	
生活環境美化センター 生活環境係	90	1,800	14	
計	14,290	2,490	135	